

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和6年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
鶴浜地区に学校ができたらとずっと思っている。地元の方は買い物等を充実して欲しいという要望があると思うが、商業施設は集客の問題や、行くことだけが目的になってしまうところがある。学生が集まる施設ができると、そこである程度日常の買い物もすると思う。	高校の閉鎖等がものづくり企業の皆さんには本当に痛手だということや、まちから若い層が減ることの心配はごもっともと思っています。こちらは鶴浜の問題だけでなく、学校の跡地活用という大きな問題ともセットで考えていただきたいと思っています。	条例第9条第1項

令和6年度 第4回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
人口は増えているが、町会費を払ってくれない単身の方が増えており必ずしも喜ばしくないという意見もある。若年層や子育て世代がどんどん移住してくれるよう、町の魅力を高めてもらいたい。	人口について、駅の近くから単身者で埋まっていく傾向があるということよく理解しているつもりです。区の南の方をどのように活性化していくかというのは大事な課題と思っています。土地の売却を機に活用の起爆剤になるとも思います。現在、大阪港湾局が売却にかけようとしている土地もあり、その行方も見ながら、しっかりまちづくりをやっていきたいと思っています。	条例第9条第1項

令和7年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
区政会議の場では、こどもに関連する意見が多く出されていることから、区政会議に託児所を作れば、子育て世代の方も参加できるのではないか。	区政会議委員に子育て層の方を起用したいとは我々も考えています。課題もありますが、前例にとらわれず、ご要望に添えるよう、検討させていただきます。	条例第9条第1項

令和7年度 第2回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
障がいの方や、性的マイノリティの方などの当事者の意見を聞くような機会があり、その意見が将来ビジョンなどに反映できればと思う。もし既にあるのであれば、そういうことをしていることを載せれば、地域づくりの推進が区役所全体、大阪市全体でされているということがわかると思うので、教えていただきたい。	将来ビジョンに関しては、パブリックコメントを行っており、広く区民の方の意見に添う形になっています。パブリックコメント実施の際には様々な立場からのご意見を伺えるよう、各種団体の会合でも情報共有を行ってまいります。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答および

その後の対応を実施しています。

〔令和6年度第3回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000643018.html>

〔令和6年度第4回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000648409.html>

〔令和7年度第1回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000656519.html>

〔令和7年度第2回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000662424.html>